

納 税 準 備 預 金 規 定

1. (預金契約の成立)

当金庫は、お客様からこの預金に係る、当金庫所定の申込書の提出を受け、これを承諾したときは、当該預金に係る契約が成立するものとします。

2. (預金の目的、預入れ)

納税準備預金（以下「この預金」といいます。）は、国税または地方税（以下「租税」といいます。）納付の準備のためのもので、口座開設店（以下「当店」といいます。）のほか当金庫本支店のどこの店舗でも預入れができます。

3. (預金の払戻し)

- (1) この預金は、預金者（または同居の親族）の租税納付に充てる場合に限り払戻しができます。ただし、災害その他の事由で、当金庫がやむを得ないと認めたときは、租税納付以外の目的でも払戻しができます。
- (2) この預金を払戻すときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、この通帳とともに提出してください。
- (3) 前二項の払戻しの手続に加え、当該預金の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するために本人確認書類の提示等を求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。
- (4) 前項の規定にかかわらず、本規定に定める各預金の預金口座の名義人に相続が開始した後（当金庫が預金口座名義人の死亡を知った後）は、当該名義人の共同相続人全員の総意（相続人が一人の場合は当該相続人の意思とします。）による払戻し請求でなければ、払戻しできません。ただし、家事事件手続法第 200 条第 3 項の保全処分、または民法第 909 条の 2 の規定に基づく払戻し請求に係る仮払いについては、この限りではありません。
- (5) 租税納付のためにこの預金を払戻すときは、同時に納付書、納税告知書、その他租税納付に必要な書類を提出してください。この場合、当店は直ちに租税納付の手続をします。ただし、当店で取扱うことのできない租税については納付先あての信用金庫振出小切手を渡しますので、これにより納付してください。
- (6) この預金口座から租税の自動支払いをするときは、あらかじめ当金庫所定の手続をしてください。同日に数件の支払いをする場合にその総額が預金残高を超えるときは、そのいずれを支払うかは当金庫の任意とします。

4. (利息)

- (1) この預金の利息は、毎日の最終残高（受入れた証券類の金額は決済されるまでこの残高から除きます。）1,000 円以上について付利単位を 100 円として、店頭に表示する納税準備預金利率によって計算のうえ、毎年 3 月と 9 月の第 2 土曜日の翌日（日曜日）に

この預金に組入れます。

- (2) 租税納付以外の目的でこの預金を払戻した場合および「普通預金（無利息型普通預金を含む）、貯蓄預金、納税準備預金共通規定」第11条第2項または第3項によりこの預金を解約した場合、その払戻日が属する利息計算期間中の利息は店頭に表示する普通預金の利率によって計算します。
- (3) 前二項の利率は金融情勢に応じて変更することがあります。
- (4) この利息には、第2項の場合を除き所得税はかかりません。

5. （納税貯蓄組合法による特例）

この預金が納税貯蓄組合法に基づき結成された組合の組合員が行う納税準備預金（以下「納税貯蓄組合預金」といいます。）である場合は、預金の払戻しおよび利息につき次のとおり取扱います。

- ① 納税貯蓄組合預金は、第3条第1項の規定にかかわらず租税納付以外の目的でも払戻しができます。
- ② 租税納付以外の目的で払戻した場合、その払戻日が属する利息計算期間中の利息は、第4条第2項と同様に普通預金の利率によって計算します。ただし、その払戻額の合計額が当該利息計算期間中において納税貯蓄組合法に定める一定金額以下のときは、所得税はかかりません。

6. （規定の変更）

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

この預金には、本規定のほか、「普通預金（無利息型普通預金を含む）、貯蓄預金、納税準備預金共通規定」が適用されるものとします。

以上